

安芸高田市被災者生活サポートボラネット 推進マニュアル

～関係機関協働編～

令和 7 年 4 月

安芸高田市被災者生活サポートボラネット推進会議
社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

はじめに

～安芸高田市被災者生活サポートボランティア推進マニュアルの目的～

◆このマニュアルは、「被災地支援」のために、安芸高田市の関係機関・団体の動きと役割を明確化し、災害時に素早い情報共有を行い、迅速な支援体制を組むためのものです。

今日、災害が起った場合には、被災地に市町災害ボランティアセンターが設置され、全国各地から被災者支援のためボランティアが訪れるようになっています。

安芸高田市内でもし災害が起った場合、「被災者主体」「被災地中心」の考えのもと、一日も早い復興を目指し被災者の生活支援が円滑に効果的に展開できる組織体制作りが重要となります。

安芸高田市社会福祉協議会としても、市域での災害発生時には、その被災状況により被災地域・被災者への効果的な生活支援を行っていくため、「安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置します。

しかし、被災者支援には市域の関係機関・団体等からの支援が不可欠であり、被災者支援にはこうした関係するすべての人の「協働」による被災者生活サポートボランティアセンターの設置やネットワークを生かした支援が重要になってきます。

このマニュアルは、「協働」をコンセプトにして、平常時から安芸高田市や安芸高田市社会福祉協議会・関係団体の「被災地支援」に向けた動きと役割を明確にし、いざという時に情報の共有を行い、支援体制を組み、迅速な被災地支援につなげることを目的にしています。

目 次

はじめに～安芸高田市被災者生活サポートボラネット推進マニュアルの目的～	1
-------------------------------------	---

I 安芸高田市被災者生活サポートボラネットとは

1. 被災者生活サポートボランティア活動とは	6
2. 市ボラネットの目的	7
3. 市ボラネットの機能	8
4. 市ボラネットによる支援（平常時）	8
(1) 市ボラネット推進会議の開催	
(2) 人材の確保・養成	
(3) 協働体制の整備	
(4) 情報の収集	
(5) 情報の集約	
5. 市ボラネットによる支援（災害時）	9
(1) 市ボラネットの設置体制	
(2) 市ボラネット推進会議の開催	
(3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）	
(4) 情報の発信と共有	
(5) 人材の派遣要請	
(6) 資機材の調達要請	
(7) 資金の調達要請	
6. 市ボラネットにおける市社協の役割（災害時）	12
(1) 市行政との連携	
(2) 役割	
(3) 市社協の初動体制	
7. 市災害ボランティアセンターと市ボラネットとの関係（表）	15

II 市ボラネットの具体的な取り組み

1. 緊急支援期の取り組み（発災からおおむね72時間（3日）以内）	18
(1) 被害想定	
(2) 被災地で想定される状況	
(3) 市ボラネットの動き	
(4) 被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）	
2. 市災害ボランティアセンターによる運営期の取り組み（センター設置～閉鎖）	20
(1) 被災地で想定される状況	
(2) 市ボラネットの動き	
(3) 被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）	
3. 生活復興期の取り組み（市災害ボランティアセンターの閉鎖～復興へ）	24
(1) 被災地で想定される状況	
(2) 市ボラネットの動き	
(3) 被災地の復興に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）	
4. 市災害ボランティアセンターを開設しない場合	26
(1) 被害想定	
(2) 被災地で想定される状況	
(3) 市ボラネットの動き	

(4) 被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み(想定)

広島県被災者生活サポートボラネットとの連携

1. 県ボラネットの体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 (1) 広島県社会福祉協議会(県ボラネット事務局)
2. 市ボラネット事務局と県ボラネット事務局との連携(平常時～災害時)・・・・・・ 30
 (1) 県ボラネット推進会議の開催
 (2) 被災地支援に向けた県ボラネット事務局の具体的な動き

IV. 関係資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

◆様式集

○広報関係

- ・ボランティアセンター設置案内・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- ・ボランティア募集チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

○ニーズ受付関係

- ・ニーズ受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・ニーズ調査チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

○ボランティア活動関係

- ・ボランティア受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38～40
- ・ボランティア活動報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- ・災害ボランティア活動で大切にしたいこと・・・・・・・・ 42
- ・活動上の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ・ボランティア活動証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

○被災者生活サポートボランティアセンター活動記録等

- ・センター活動日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45～46

○物資・寄附関係

- ・在庫管理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- ・活動物品借用票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- ・活動支援物品貸出票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ・活動支援物品・見舞品受付票・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

○資機材関係

- ・資機材確認票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51～52

I

安芸高田市被災者生活サポート ボラネットとは

I. 安芸高田市被災者生活サポートボラネットとは

◆「安芸高田市被災者生活サポートボラネット」は、特に災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめる市域のネットワークです。

平常時から、いざという時の「共助」を培うために、ネットワークを生かした新たな仕組みの構築を行います。平常時も安芸高田市被災者生活サポートボラネット（以下「市ボラネット」という。）を常設させ、情報交換や防災・減災に向けた協働での取り組みを行い、災害時には被災状況に応じ、「安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター」（以下「市災害ボランティアセンター」という。）を安芸高田市社会福祉協議会が主体となって開設します。

1. 被災者生活サポートボランティア活動とは

◆被災者生活サポートボランティア活動は、災害によって被災した地域・市民に寄り添いながら、その生活再建に向けた支援を行う活動です。

全国的には、災害ボランティア活動という名称で使われていますが、被災者の生活支援を第一に考え、「生活をサポートする」という幅広い視点にたち、ここでは「被災者生活サポートボランティア活動」と呼びます。

◆被災者生活サポートボランティア活動の図



2. 市ボラネットの目的

災害による被災者に対して、市災害ボランティアセンターを設置し、それを起点とした「被災者生活サポートボランティア活動」による支援を行うために、安芸高田市行政や安芸高田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）をはじめとする市域の関係機関・団体等が協力して支援体制を迅速に整え、被災者への支援活動を展開していくことを目的にしています。

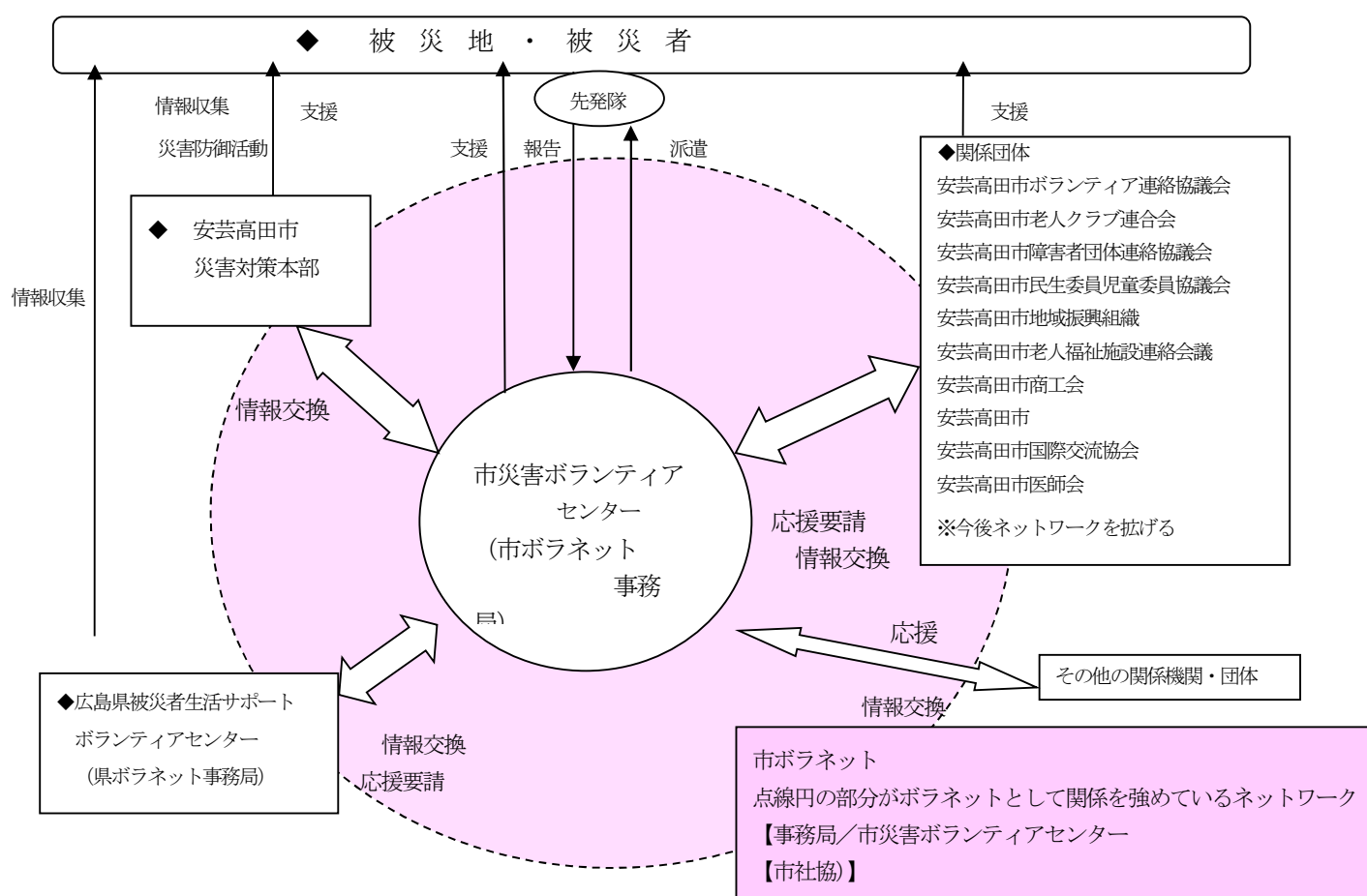
また、必要に応じて広島県や広島県社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会をはじめとする広島県被災者生活サポートボラネットに後方支援を要請し、人材、資材、財源等を確保します。

特に、災害時要援護者（※）等への支援についても、このネットワークを生かして積極的に取り組みます。

※災害時要援護者＝災害時に支援が必要な人

例えば、高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者、老齢世帯等）、身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者等）、知的障がい者、精神障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人（日本語に不慣れな外国人）等、被災により要援護者になりうる人たち。

安芸高田市被災者生活サポートボラネットによる被災地支援のフローチャート



3. 市ボラネットの機能

- ◆「情報」⇒被災者生活サポートボランティア活動等の情報集約及び発信
- ◆「人材」⇒人材の派遣・調整や確保・養成
- ◆「資機材」「資金」⇒災害時支援に向けた体制づくり

この機能を発揮するために、ボラネット構成機関・団体が、互いの特性を活かしながら協働で取り組みます。平常時には、減災や災害時支援に向けた体制づくりを行います。災害時には、迅速かつ効果的に「情報」「人材」「資機材」の確保、「資金」の呼びかけを行います。

4. 市ボラネットによる支援（平常時）

（１）市ボラネット推進会議の開催

市域における災害時の協働による連絡調整の場として定期的に行われ、平常時から災害時における“必要な役割と動き”について明確にしていきます。関係機関、団体等による災害時に向けた取り組みや、最新の情報にもとづき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる新たな仕組みの構築を行います。

（２）人材の確保・養成

市災害ボランティアセンターを運営する人材確保・養成について

- ア）市被災者生活サポートボランティア活動研修会
- イ）他機関が実施する研修会への派遣

（３）協働体制の整備

①市ボラネット設置シミュレーションについて

市ボラネットが発災時に機能するために、それを構成する関係機関・団体と協働により、シミュレーションの訓練を実施します。

②マニュアルづくりについて

- ア）市ボラネット推進マニュアルの整備（定期的な見直し）
- イ）その他、被災地・被災者支援のために必要とされるマニュアルの整備
- ウ）各種団体へボラネット委員会参加への促進

(4) 情報の収集

①減災への取り組みの情報について

安芸高田市域の関係機関・団体等の日常の減災への取り組みの情報を収集します。

②県内外災害情報について

県内外の被災地災害ボランティアセンターの設置情報、ボランティア募集に関する情報などを「広島県被災者生活サポートボラ情報」を通して収集します。

(5) 情報の集約

事務局は次のとおり、被災地支援に必要な情報を集約します。

- ア) 災害データ集（災害基本データブック）
- イ) 地図（市全体・住宅地図・その他必要なもの）
- ウ) 各種団体の名簿（可能な場合）

5. 市ボラネットによる支援（災害時）

(1) 市ボラネットの設置体制

①窓口の設置

市ボラネット事務局（窓口）を次のとおり設置します。

- ・事務局／市社協 地域福祉課

②設置の目安

市災害ボランティアセンターを設置する必要のある災害が起きた時、市ボラネットを設置させます。

市災害ボランティアセンターの設置基準

【風水害等の場合】

- ・市災害対策本部と協議の上、市社協会長が必要と認めたとき
- ・大雨・洪水・暴風警報等が発令され、市内で浸水等による被害が発生したとき
- ・市に災害救助法が適用されたとき

【地震の場合】

- ・市災害対策本部と協議の上、市社協会長が必要と認めたとき
- ・市内で震度5弱以上の地震が発生し、被害が発生したとき

【その他の場合】

- ・市災害対策本部と協議の上、市社協会長が必要と認めたとき

③設置の連絡

事務局は、市ボラネット推進会議の構成機関・団体及び県ボラネット事務局に次の方法で設置させた旨の連絡を行います。

ア)「被災者生活サポートボラネット情報」をFAX、メール、電話等で連絡

④設置期間（停止の目安）

事務局は、次の時期に市ボラネット推進会議を開催し、ボラネットの設置期間や停止について協議し決定します。

ア) 被災地住民の応急対応が一段落し、外部からの直接的な支援を減少させる時期
(市災害ボランティアセンター閉鎖時)

(2) 市ボラネット推進会議の開催

①参集の目安

次に該当する場合、安芸高田市被災者生活サポートボラネット推進会議を開催します。

- ア) 安芸高田市被災者生活サポートボラネットを設置し、発災から7日以内のできるだけ早い時期
- イ) 事務局が、継続的な構成機関・団体の支援や広域的な支援の協議が必要と判断したとき
- ウ) 市ボラネットを停止しようとするとき

②参集場所

次の参集場所とします。

- ア) 安芸高田市保健センター（市社協）
- イ) ア)の建物の被災状況及びその他考慮すべき要件等がある場合は、推進会議構成機関及び団体と調整のうえ、事務局が他の参集場所を決定

③参集メンバー

- ア) 市ボラネット推進会議の構成機関・団体等
- イ) 事務局が必要と判断した支援に関する関係機関・団体等

④協議内容

- ア) 構成機関・団体における支援の現状についての情報共有
- イ) 被災地支援について
 - ・ 必要な人材・資機材・資金の確保
 - ・ 効果的な情報の発信
- ウ) その他事務局が必要と判断したもの
- エ) ボランティアセンターの規模および運営スタッフ等の決定

(3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）

事務局はつぎのとおり、災害情報の提供を要請し、被災地支援に必要な情報を集約します。

- ア) ボランティアセンター設立の通知、災害時要援護者地域支援台帳（安芸高田市）
- イ) 災害データ集（災害基本データブック）
- ウ) 地図上に記入（市全体・住宅地図・その他必要なもの）

(4) 情報の発信と共有

①市民へ発信する情報

（お太助フォン・市及び市社協ホームページ・紙媒体）

事務局は、次の内容を安芸高田市行政に依頼（お太助フォンやホームページ）するとともに、チラシ等を作成して情報を発信します。

- ア) 市災害ボランティアセンター開設の情報
- イ) ボランティア募集に関する情報
- ウ) 支援が必要な人へのボランティア活動情報

②広く市外へ発信する情報

事務局は、次の内容を「安芸高田市被災者生活サポートボランティア情報」として県災害ボランティアセンター事務局に依頼し、ブログで発信します。更新は必要に応じて行います。

- ア) 市災害ボランティアセンター設置の情報
- イ) ボランティア募集に関する情報、被災者の生活支援ニーズやボランティア活動者数
- ウ) 市外・県外からの災害支援等の情報

(5) 人材の派遣要請

必要に応じて、県ボラネット事務局に人材の派遣を要請します。

(6) 資機材の調達要請

必要に応じて、市行政、自治会、自主防災会、県ボラネット事務局等に資機材の調達を要請します。

(7) 資金の調達要請

必要に応じて、市行政や県ボラネット事務局等に資金の調達を要請します。

6. 市ボラネットにおける市社協の役割（災害時）

（１）市行政との連携

市社協と市行政は、被災地における被災者生活サポートボランティア活動が円滑に行われるよう、以下の連携を取ります。

- ①市災害ボランティアセンターの活動拠点となる場所の提供
- ②開設に係る活動資機材の提供
- ③ボランティア活動に必要な情報の提供
- ④広報活動への支援
（お太助フォン・市及び市社協ホームページ・紙媒体）

（２）役 割

- ① 先発隊による情報把握
- ② 市ボラネットの設置
- ③市災害ボランティアセンターの設置
- ④被災状況、被災者の支援ニーズ等の把握
 - ア) 被災者からのニーズ
 - イ) ボランティア等を通じて得られるニーズ
 - ウ) 他の団体・機関が把握しているニーズ
 - エ) ボランティアの活動状況の把握
- ⑤被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信
 - ア) 被災者への各種情報提供
 - イ) 被災地情報の発信
 - ウ) 行政やボランティア団体等との情報交換
 - エ) 宿泊場所や被災地生活情報の収集
 - オ) 被災者生活サポートボランティア活動の記録、整理
- ⑥ボランティアと市行政、各関係機関、団体等との仲介・調整
 - ア) 市行政(災害対策本部)や地元の各関係機関、団体等との協議、調整、依頼
 - イ) 活動拠点の確保、活動に必要な資機材の調達・確保

⑦ボランティアの募集・調整

（被災状況に応じて、県ボラネット事務局と調整）

※状況により、ボランティアが多数になった場合には、ボランティア募集を停止又は地域を限定して行うことがある。

⑧市災害ボランティアセンター運営の人材確保

ア) 県ボラネットへ要請（近隣社協/県社協/全国）

イ) 市行政（災害対策本部）へ要請

ウ) 市域の各関係機関、団体等へ要請

⑨その他円滑なボランティア活動のための支援業務

ア) センター運営費の調達

イ) 救援物資の仕分け、配分作業

ウ) ボランティアの安全管理（ボランティア活動保険を含む）

エ) ボランティアの健康管理

オ) 活動証明書の発行

カ) 専門分野（医療分野、建築関係等）との連携

⑩避難所・福祉避難所（一定期間安心して暮らせる場）の支援

ア) 避難所での生活が困難な要援護者等へのボランティア調整

（３）市社協の初動体制

①職員参集基準の判断・指示は会長が行う。

②会長が不在、連絡がとれない場合は、判断・指示順位に基づき、判断・指示を行う。

＜判断・指示順位＞

ア 会長

イ 事務局長

ウ 事務局次長

エ 総務課長

オ 地域福祉課長

カ 介護支援課長

キ センター長

ク 職員の合議

③職員参集基準

〈市災害ボランティアセンターを設置しない場合〉

区分	判断基準	参集者
レベル0	市内で自然災害等により、数世帯が被害を受け、何らかの対応が必要なとき。	会長 事務局長 事務局次長 全ての課長、センター長 市ボラネット担当者

〈市災害ボランティアセンターを設置する場合〉

○風水害等の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	市災害対策本部と協議の上、会長が必要と認めたとき	会長 事務局長 事務局次長 全ての課長、センター長 市ボラネット担当者
レベル2	大雨・洪水・暴風警報等が発令され、市内で浸水・土砂等による被害が発生したとき	レベル1と同じ
レベル3	市内で災害救助法が適用されるような災害が発生したとき	全ての職員

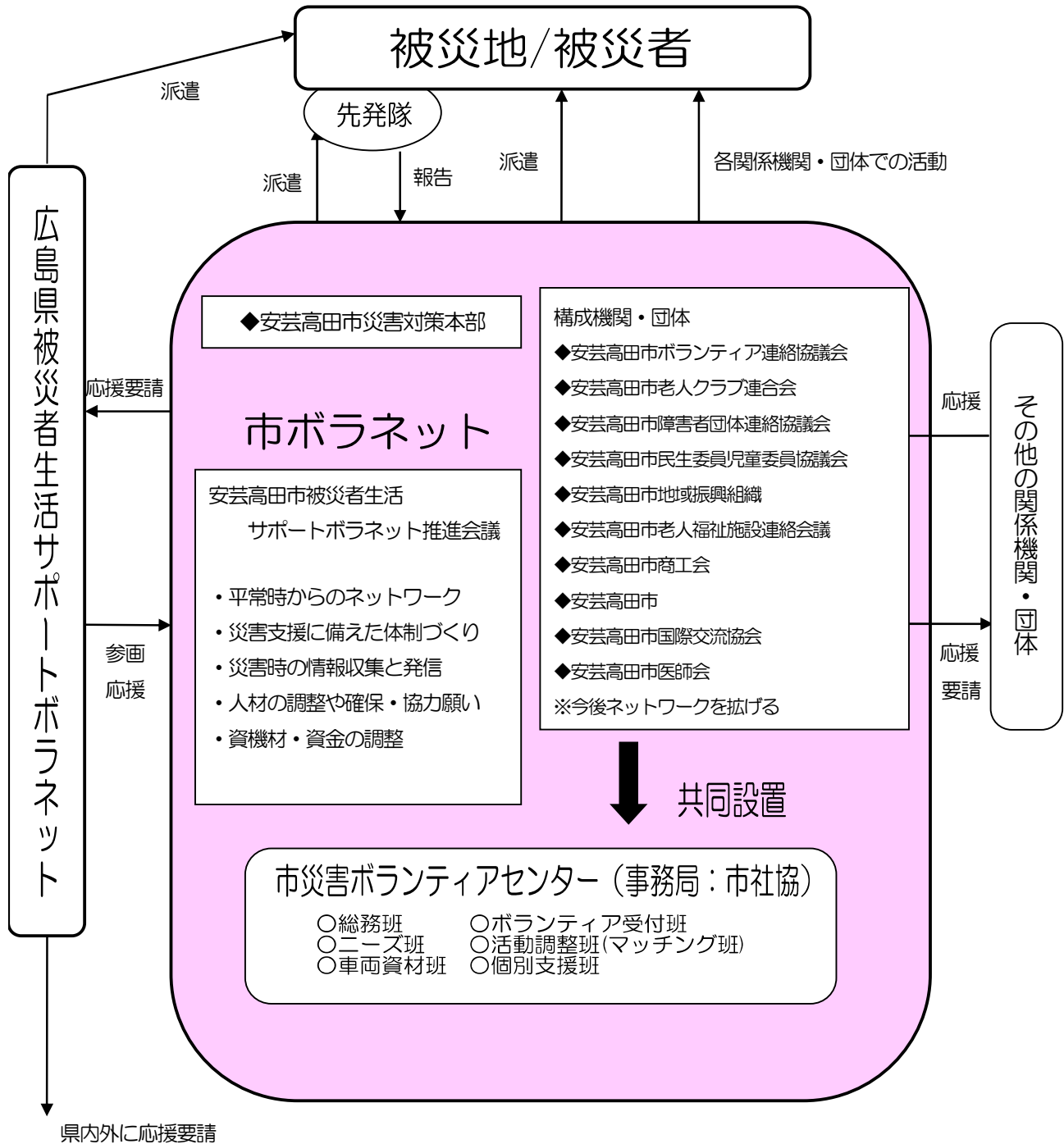
○地震の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	市災害対策本部と協議の上、会長が必要と認めたとき	風水害等の場合レベル1と同じ
レベル2	地震が発生し、市内で震度5弱以上を記録したとき	全ての職員

○雪害の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	市災害対策本部と協議の上、会長が必要と認めたとき	風水害等の場合レベル1と同じ

7. 市災害ボランティアセンターと市ボラネットとの関係



Ⅱ

安芸高田市被災者生活サポート ボラネットの具体的な取り組み

Ⅱ. 市ボラネットの具体的な取り組み

1. 緊急支援期の取り組み（発災からおおむね 72 時間（3 日）以内）

（1）被害想定

【災害の種類】風水害・地震による災害

【被災状況】一地域被災～災害救助法適用

（2）被災地で想定される状況

ライフラインや交通網が遮断され、家屋の倒壊、火災等による被害など市内の複数ヶ所で甚大な被害が出ている状況です。近隣住民同士の互助による人命救助や初期消火、近隣住民の安否確認、特に要援護者（高齢者、障がい者、外国人等）の避難誘導等による対応を行います。

市社協は、関係団体・組織の協力のもと災害の状況・規模を把握し、被災者ニーズの把握に努め、安芸高田市行政等と連携し、市災害ボランティアセンターの設置を検討します。



（3）市ボラネットの動き

①窓口の設置／事務局：市社協 市ボラネット担当

②設置の連絡

事務局は、市ボラネットを設置させた場合は、市被災者生活サポートボラネット推進会議の構成機関・団体に次により設置させた旨の連絡を行います。

「市ボラネット情報」をFAX、メール、電話等で連絡

③情報の集約

事務局は、各関係機関・団体に災害状況および被災状況を問い合わせます。また、各関係機関・団体は被害状況を事務局に報告します。

ア) 提供内容／災害に関すること、被災状況に関すること、市ボラネット構成機関・団体の動きに関すること

イ) 情報提供者／市ボラネット構成機関・団体

ウ) 方法／各構成機関・団体が自主的に市ボラネット事務局（市社協）へFAX、メール、電話等により送信

FAX／(0826)47-1312・E-mail／honsho@akisha.jp

TEL／(0826)47-1131

④情報の発信

- ア) ブログ（県ボラネット事務局に依頼し発信します）
 - ・ 名 称／ブログ「安芸高田市被災者生活サポートボラ情報」
 - ・ 内 容／市災害ボランティアセンター設置、被災状況など
 - ・ 対 象／全国民並びに関係機関
- イ) お太助フォン（市行政へ依頼）
 - ・ 内 容／市災害ボランティアセンター設置、被災状況など
 - ・ 対 象／全市民
- ウ) チラシ等の紙媒体を配布

⑤人材の確保

- ア) 市ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の要請
- イ) その他の関係機関・団体等へ人材の派遣の要請

（４）被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）

①市社協（市ボラネット事務局）

- ア) 情報把握のため市災害対策本部へ職員（連絡員）を派遣
- イ) 市災害対策本部と連携し、被災状況の確認
（県ボラネット事務局へ情報提供）
- ウ) 県災害ボランティアセンター職員（県社協）とともに現地調査（被災情報の収集）
- エ) 被災者ニーズを考慮し市災害ボランティアセンターの設置を検討

②安芸高田市・安芸高田市消防本部（署）・安芸高田市消防団

- ア) 被害状況を把握し、市災害対策本部を設置
（市ボラネット事務局へ情報提供）
- イ) 災害防御活動・人命救助活動の実施
- ウ) 被災者支援活動の実施

③市ボラネット推進会議構成機関・団体

- ア) 自身の安全確保と家族の安全の確認
- イ) 各団体は所属会員・住民の安否確認
- ウ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- エ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供
- オ) 各団体の連携による支援（救助活動、初期消火、炊き出し等）

④その他の関係機関・団体等

- ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
- イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

2. 市災害ボランティアセンターによる運営期の取り組み（センター設置～閉鎖）

（1）被災地で想定される状況

国や行政による本格的な救援活動が始まる時期です。市ボラネット事務局は、市行政をはじめとする市ボラネット関係機関・団体等と協働して市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のニーズの把握、ボランティア受付、ニーズに対する派遣調整を行いながらセンター運営を行います。

発災から1週間ぐらいうると、市災害ボランティアセンターの活動も活発になり、スムーズな活動調整が求められるようになります。また、避難所におけるボランティア活動など広い範囲での活動展開になります。また、1ヶ月を迎えるころになると、仮設住宅が整備され、引越しの手伝いなども出てきます。また、仮設住宅に移ってから、その地域でのコミュニティづくりのためのサロン活動や交流会など様々なプログラムが展開されます。



①市ボラネット推進会議の開催

- ア) 開催の目安／・第1回は発災から概ね7日以内のできるだけ早い時期
・第2回以降は、事務局が必要と判断したとき
- イ) 開催場所／ 安芸高田市保健センター
- ウ) 参集範囲／・市ボラネット推進会議の構成機関・団体
・事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体
- エ) 内 容／・構成機関・団体等の支援の現状についての情報共有
・被災者支援について
・ボランティアセンターの規模及び運営スタッフ等の決定
・その他事務局が必要と判断したもの

②情報の集約と発信

ア) 情報の集約と発信方法は緊急支援期（P18～19）に記載

③人材の確保

- ア) 市ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の要請
- イ) その他の機関・団体へ人材の派遣の要請

④資機材の調達

ア) 関係機関・団体へ資機材の提供要請

⑤資金の調達

ア) 関係機関・団体へ資金の調達の要請

（３）被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）

①市社協（市ボラネット事務局）

- ア) 市災害ボランティアセンターの設置と運営
- イ) 被災者支援ニーズ等の把握
- ウ) ボランティアと市行政・関係団体との仲介・調整
- エ) 避難所・福祉避難所の支援
- オ) 仮設住宅における生活支援
- カ) 災害ボランティア関連情報の収集・発信

福祉避難所とは、一般の方向けの避難所では、生活を続けることが難しい人（要援護者等）を対象にしています。



②安芸高田市

- ア) 市地域防災計画に基づき従事
- イ) 市災害ボランティアセンターの運営支援（拠点・活動資機材・情報の提供）
- ウ) 避難所・福祉避難所の設置・運営
- エ) 関係機関、団体への人材・資材提供の協力依頼
- オ) 物資の提供・貸出
- カ) 被災者ニーズの把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- キ) 地元自治会・団体との連携
- ク) 救援物資及び義援金の受付窓口の設置
- ケ) 義援金配分委員会の設置
- コ) 広報活動の協力

※令和３年８月１３日 ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務（等）に関する委託契約締結

※令和３年１０月２２日 安芸高田市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定締結

③安芸高田市地域振興組織

- ア) 地域住民の見守り、安否確認
- イ) 集会所等の施設スペースの提供
- ウ) 人材・資材の協力
- エ) 市外から来るボランティアと地元被災者とのつなぎ（道案内等）
- オ) ボランティアセンターの運営スタッフとして活動
- カ) ボランティア活動への参加（室内外の片付け、物資の仕分け・運搬、避難所の運営支援、炊き出し）
- キ) 被災者のニーズ把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- ク) 広報活動の協力
- ケ) 軽トラック等車両の提供
- コ) 個人所有の小型重機の提供（ユンボ他）

④安芸高田市老人クラブ連合会

- ア) 市外から来るボランティアと地元被災者とのつなぎ（道案内等）
- イ) 被災者のニーズ把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- ウ) 地元自治会との連携

⑤安芸高田市民生委員児童委員協議会

- ア) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
- イ) 市外から来るボランティアと地元被災者とのつなぎ（道案内等）
- ウ) 被災者のニーズ把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- エ) 地元自治会との連携

⑥安芸高田市老人福祉施設連絡会議

- ア) 要援護者の緊急受入れ
- イ) 被災者の一時避難所として提供
- ウ) 被災者の給食対応（非常食の提供）
- エ) 車椅子等、必要な福祉用具の貸出し
- オ) 入浴施設の提供
- カ) 地元自治会との連携
- キ) 市外から来るボランティアと地元被災者とのつなぎ（道案内等）
- ク) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
- ケ) ボランティア活動への参加
- コ) 被災者のニーズ把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- サ) 広報活動の協力

⑦安芸高田市障害者団体連絡協議会

- ア) 地元自治会・民生委員児童委員協議会との連携
- イ) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
- ウ) 被災者のニーズ把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- エ) 広報活動の協力

⑧安芸高田市ボランティア連絡協議会

- ア) 被災者の支援活動（話し相手・付き添い・介助・託児・コミュニケーション支援）
- イ) ボランティア活動への参加（室内外の片付け、物資の仕分け・運搬、避難所の運営支援、炊き出し）
- ウ) 被災者ニーズの把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- エ) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
- オ) 広報活動の協力

⑨安芸高田市商工会

- ア) 人材・資材・物資等の提供協力（重機・機材の提供）
- イ) ボランティア活動への参加（室内外の片付け、物資の仕分け・運搬、避難所の運営支援、炊き出し）
- ウ) 被災者ニーズの把握（聞き取り）及びボランティアセンターの情報提供
- エ) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
- オ) 組織でのネットワーク活動（青年部・女性部のマンパワー等）
- カ) 広報活動の協力

⑩安芸高田市国際交流協会

- ア) 外国人被災者の支援活動（母国語による話し相手・付き添い・介助・託児・コミュニケーション支援）
- イ) 外国人被災者ニーズの把握（母国語による聞き取り）及びボランティアセンターの多言語での情報提供

※平成 28 年 5 月 24 日 災害時多言語支援センター設置等に関する協定締結

⑪安芸高田市医師会

- ア) 被災への医療的支援活動
- イ) 被災者ニーズの把握（聞き取り調査と健康把握）及びボランティアセンターの情報提供と情報共有
- ウ) 市災害ボランティアセンターの運営スタッフ
救護・避難所への支援（健康管理・感染予防）、ボランティアの健康管理と感染予防

⑫ライオンズクラブ国際協会安芸高田ライオンズクラブ

- ア) ボランティアの移動にかかる輸送手段（車両等）の手配・提供
- イ) 被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営及び被災地でのボランティア活動のための資機材の提供
- ウ) ボランティアのための駐車スペース確保への支援
- エ) ボランティアへの飲食物の提供
- オ) 会員の専門性を活かした物的および人的支援の提供

※令和4年6月29日 災害時におけるボランティア支援に関する協定締結

⑬安芸高田市家庭ごみ共同企業体

- ア) 被災者への支援活動

⑭その他の関係機関・団体等

- ア) 被災者への支援活動

3. 生活復興期の取り組み（市災害ボランティアセンターの閉鎖～復興へ）

（1）被災地で想定される状況

仮設住宅もでき、新しいコミュニティも形成されてきます。被災直後の支援活動から、より日常生活に沿った支援活動に変化していきます。

具体的には生活情報の提供や声かけ・見守り支援、地域住民同士の交流などにも取り組んでいくことになります。



(2) 市ボラネットの動き

①市ボラネット推進会議の開催

ア) 開催場所・参集範囲等の詳細は、運営期に記載（協議内容は異なる）

②情報の集約と発信

ア) 市ボラネット構成機関・団体の取り組みの集約（検証）

イ) その他の機関・団体等へ情報提供の要請

ウ) 支援にかけつけた機関・団体等への現状と今後の発信

③人材の派遣要請

ア) 市ボラネット構成機関・団体等へ人材の派遣を要請

イ) その他の機関・団体等へ人材の派遣を要請

④資機材の調達要請

ア) 関係機関・団体へ資機材の調達を要請

⑤資金の調達要請

ア) 関係機関・団体へ資金の調達を要請

(3) 被災地の復興に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）

①市社協（市ボラネット事務局）

ア) 市災害ボランティアセンターの閉鎖

イ) 被災者支援ニーズ等の把握

ウ) 仮設住宅における生活サポート活動の展開

エ) 在宅における生活サポート活動の展開

オ) 被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信

②安芸高田市

ア) 福祉避難所・仮設住宅等要援護者に対するケア検討

イ) 安芸高田市被災者生活サポートボランティア活動関連情報の収集・発信

③市ボラネット会議構成機関・団体

ア) 被災者の生活復興に向けた取り組み実施

イ) 地域住民の見守り・声かけ・交流

ウ) 関係機関・団体との被災者生活支援情報の共有

④その他の関係機関・団体等

ア) 被災者の生活復興に向けた取り組み実施

イ) 地域住民の見守り・声かけ・交流

ウ) 関係機関・団体との被災者生活支援情報の共有

4. 市災害ボランティアセンターを開設しない場合

(1) 被害想定

【災害の種類】 風水害・地震による災害・雪害

【被災状況】 数世帯が被災

(2) 被災地で想定される状況

市内で集中豪雨による土砂の流出や床上浸水により、数世帯が被害を受けたとき、被災地域の住民による互助活動により、被災者の生活をサポートする活動が行われます。

しかし、そこにも何らかの困りごとや福祉ニーズが発生しており、市災害ボランティアセンターを開設しない場合でも、市ボラネットとして、災害の状況・ニーズを把握し、被災者の生活をサポートすることが必要になります。

(3) 市ボラネットの動き

①市ボラネット推進会議の開催（情報の共有）

ア) 開催場所・参集範囲等の詳細は、運営期に記載（協議内容は異なる）

②情報の集約と発信

ア) 被災者状況を把握し、必要に応じて構成機関・団体に情報を発信

③人材の派遣要請

ア) 市ボラネット構成機関・団体に派遣要請

イ) その他の関係機関・団体に派遣要請

④資機材の調達

関係機関・団体へ資機材の調達を要請

(4) 被災地支援に向けた構成機関・団体等の取り組み（想定）

①市社協

ア) 情報把握のため被災者状況確認

イ) 市行政と連携し、被災者状況の確認
（県ボラネット事務局へ情報提供）

ウ) 物資の調達

②安芸高田市

被害状況を把握し、市災害対策本部の設置検討
（市ボラネット事務局へ情報提供）

③市ボラネット構成機関・団体

- ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
- イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

④その他の関係機関・団体等

- ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
- イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

Ⅲ

広島県被災者生活サポート ボラネットとの連携

Ⅲ. 広島県被災者生活サポートボラネットとの連携

◆「広島県被災者生活サポートボラネット」は、災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめるために協働する県域のネットワークです。
安芸高田市域で災害が発生した場合、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボラネット事務局が後方から支援を行います。

「広島県被災者生活サポートボラネット」（以下「県ボラネット」という。）は、県域の市町の被災地に対して「被災者生活サポートボランティア活動」による支援を行うために、広島県や広島県社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部をはじめとする県域の関係機関・団体が、後方からの支援活動体制を迅速に整え、人材、財源を投入し、被災地への支援活動を展開していくことを目的としています。

1. 県ボラネットの体制

■事務局／広島県社会福祉協議会の被災者生活サポートボランティアの担当

■関係資料／広島県被災者生活サポートボラネット推進マニュアル

～関係機関協働編～

（１）広島県社会福祉協議会（県ボラネット事務局）

①広島県被災者生活サポートボランティアセンターの設置

広島県社会福祉協議会は、市町の被災状況に応じて、直ちに「広島県被災者生活サポートボランティアセンター」（以下「県災害ボランティアセンター」という。）を設置し、必要に応じて各被災地の市町社協が中心で設置する市町被災者生活サポートボランティアセンター（以下「市町災害ボランティアセンター」という。）の後方支援の拠点として、様々な連絡調整を行い、県域の状況把握と情報発信を統括的に行う総合窓口の役割を担います。（被災者生活サポートボランティア活動に関する総合窓口であり、また県ボラネットの事務局窓口を兼ねます）

■関係資料／広島県被災者生活サポートボラネット推進マニュアル

～広島県被災者生活サポートボランティア事務局運営編～

2. 市ボラネット事務局と県ボラネット事務局との連携（平常時～災害時）

（１）県ボラネット推進会議の開催

①県ボラネット推進会議

県域における災害時の協働による連絡調整の場として年３回程度開催し、県域の関係機関・団体と市町ボラネット事務局を加えた県ボラネット構成機関・団体が、各所属による災害に向けた取り組みの情報交換やこれら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる新たな仕組みの構築を行います。

また、災害発生時には、県ボラネットとしての被災地支援に向けた、合議をする場として推進会議を開催し、被災地からの情報収集から支援体制を整えます。

(2) 被災地支援に向けた県ボラネット事務局の具体的な動き

①緊急支援期の取り組み（発災から 72 時間以内）

- ア) 市町被災地へ先発隊による被災地状況確認
- イ) 県災害ボランティアセンターの設置
- ウ) 市町災害ボランティアセンターの設置に向けた現地支援
(コーディネート)
- エ) 「県被災者生活サポートボラ情報」並びに県ボラネット構成
メンバーメーリングリスト、「県被災者生活サポートボラネット掲示板」発信

②市町災害ボランティアセンター運営期の取り組み（センターの設置～閉鎖）

- ア) 市町災害ボランティアセンター運営支援と閉鎖に向けた支援
- イ) 県内・ブロック・全国の社会福祉協議会及び関係機関・団体へ応援要請
(医療分野・建築分野等を含む)
- ウ) 市町災害ボランティアセンターへの職員要請（県内・ブロック・全国）
- エ) 被災状況を収集し全国へ発信（ボランティア募集）
- オ) ボランティア活動希望者への問い合わせ対応
- カ) 被災者支援に関わる資機材の確保支援
- キ) 被災者支援に関わる資金確保の支援

③生活復興期の取り組み（センターの閉鎖～復興へ）

- ア) 事務局として県ボラネット推進会議の開催
- イ) 市町災害ボランティアセンター閉鎖及び閉鎖後の支援
- ウ) 県ボラネットに被災者生活サポートボランティア関連
情報の収集・発信
- エ) 被災地情報を全国に発信
- オ) 県災害ボランティアセンターの閉鎖（広島県社協）

附 則

平成 25 年 4 月策定
平成 26 年 4 月改定
平成 27 年 4 月改定
平成 28 年 4 月改定
平成 31 年 4 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

IV 関係資料集

年 月 日

災害ボランティアセンター設置のお知らせ
(安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター)
～家の清掃や片づけ、生活の困りごと
にボランティアがお手伝いします～

この度の〇〇災害によって、被害を受けられた住民の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。
皆さまの生活と安芸高田市全体の復興に向け、この度「安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置しました。

ご自宅の清掃や片づけ、生活の困りごとなど、お気軽にご相談ください。

また、ご近所に支援が必要な人、困っている人がおられましたらご連絡ください。

ボランティアの申し込み方法

電話かファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター(市社協内)

[住所]〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1564-2

[電話番号]0826-47-1131[ファックス番号]0826-47-1312

(ファックスまたは、E-mailで申し込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。)

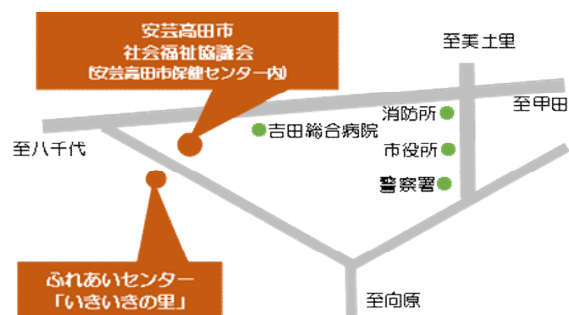
◆受付時間

電話/〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

ファックス・E-mail/24時間受付

お願い

・住民のみなさまで、片づけや炊き出し応援、子供の遊び相手などお手伝いいただける人は、ぜひボランティアとして力を貸して下さい。



ボランティアを募集します！

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターでは、災害ボランティアを募集しています。

被災者のみなさんが、あなたの支援を待っています！

◆ 作業の内容 ◆

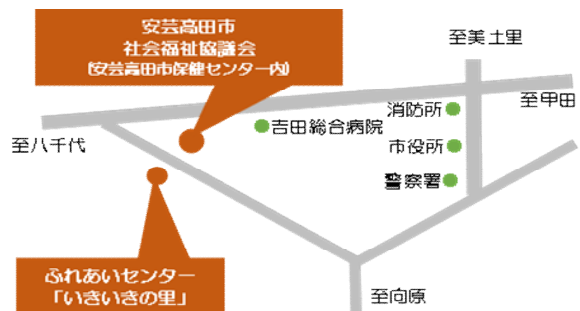
家の中の泥だし 家の片付け 病院への送迎
避難所内の手伝い 子どもの遊び相手 などなど

◆ ボランティアに来てくださる皆さんへ ◆

出かける前に、必ず電話でボランティアの募集状況を確認してください。

食事や飲み物は持参してください。
無報酬です。
交通費も自己負担です。
汚れてもよい服装で参加してください。

- ・安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターで受付し、必ずボランティア活動保険に加入してください。
- ・派遣の要請の状況により、活動がない場合もあります。
- ・危険な作業や、ボランティアセンターで引き受けないよう言われた作業ははっきり断りましょう。
- ・自分だけで判断せずに、グループで相談しましょう。
- ・判断できない時は、ボランティアセンターの指示を求めてください。
- ・活動時間は概ね〇〇：〇〇～〇〇：〇〇です。



◆ お問い合わせ ◆

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター(市社協内)
住所 〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1564-2
電話番号 0826-47-1131
FAX番号 0826-47-1312

被災者相談受付票（ニーズ受付）

受付 NO	受付時間	受付者氏名	電話
	年 月 日 () 時 分		来所

- ここに記載する個人情報は 活動に必要とみなされる場合
安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターを訪れたボランティアに対して公開されます
- ただしその個人情報は 安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターの登録・活動以外の
目的で使いません

ボランティアを 必要とする 方の氏名	氏名 性別 (男 ・ 女) 年齢 (才)	依頼者	氏名 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ 民生委員 ☐ 自治会長 ☐ 大家 ☐ その他 ()
家族構成	独居・高齢者世帯・障害者世帯・その他 ()		
活動場所	住所		
	TEL () — — 携帯 — —		
連絡先	☐ 活動場所と同じ ☐ 避難所 (施設名 TEL) ☐ 親戚の家 (住所 TEL) ☐ その他 (住所 TEL)		
依頼内容	☐ 片付け ☐ 家具の移動 ☐ 引越し ☐ ゴミだし ☐ その他 詳細に		
活動資材関係	ボランティア側が持参する物 活動場所にある物		
依頼希望人数	男性 人 ・ 女性 人	→ 合計 人	
依頼希望 日時・期間	依頼希望日時 (月 日) 依頼希望期間 ☐ 一回 ☐ 連日 (日間) ☐ 期日指定 (月 日) ☐ その他		
特記事項	重要度 ☐ 最重要 ☐ 重要		
備考			

家の片付けなど ボランティアがお手伝いします！

◆ こんなお手伝いをします！ ◆

家の中の泥だし 家の片付け 病院への送迎
避難所内の手伝い 子どもの遊び相手 などなど

◆ 派遣を希望される人へ ◆

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています
なんでも出来るわけではないということと、以下の点をご了承ください

- ◇ 専門的技術を要すること、危険を伴う作業など、
ご要望にお応えできない場合もあります
- ◇ ボランティアの参集の都合で、すぐご要望にお応えできない場合もあります
- ◇ ボランティアの活動への対価は無料です
- ◇ ボランティアへの食事の用意も不要です
- ◇ ボランティアの活動時間は、概ね〇〇：〇〇から〇〇：〇〇までです

◆ 依頼方法 ◆

電話かファックス、E-mailで「安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター」へお申し込みください

（ファックスまたは、E-mailで申し込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。

◆ 受付時間 ◆

電話 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
ファックス・E-mail／24時間受付

◆ お問い合わせ ◆

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター(市社協内)
住所 〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1564-2
電話番号 0826-47-1131
FAX番号 0826-47-1312
E-mail /honscho@akisha.jp

ボランティア受付票（個人用）

受付日	年 月 日 ()	受付 NO	
-----	-----------	-------	--

1・太枠内だけにご記入、もしくは該当事項に○印を付けてください

2. ここに記載する個人情報は 災害ボランティアセンターの登録・活動以外の目的で使用しません

このセンターでの受付は1回目			以前の受付日	
			月 日	
フリガナ			性別	男 ・ 女
氏名			生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 ()歳
住所	〒			
TEL	—()—	携帯電話	— —	
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください			
活動希望期間	本日のみ・ 年 月 日から 年 月 日			
ボランティア保険	加入済み ・ 未加入			
身体的状況	良好 ・ 心配なこと ()			
血液型	A型 B型 O型 AB型 // Rh + プラス Rh - マイナス			

資格・特技等について

□内にチェック（✓）をして下さい

資格免許	□ 運転免許 (□ 普通 □ 大型 □ 自二)				
	□ 医師	□ 薬剤師	□ 看護師	□ ホームヘルパー	□ 手話通訳士
	□ 保健師	□ 助産師	□ 保育士	□ マッサージ師	□ 理美容師
	□ 救急救命士	□ 社会福祉士	□ 介護福祉士	□ アマチュア無線	□ 調理師
	□ 栄養士	□ 建築士 (級)	□ その他 ()		
特技等	□ 災害ボランティアの経験 □ 外国語通訳 (語)				
	□ 点字	□ 手話	□ 要約筆記	□ 介護	□ 事務
	□ 建築土木関係	□ 電気工事関係	□ 自動車・自転車修理	□ パソコン	
	□ イラスト	□ その他 ()			

保険処理		受付担当氏名	
------	--	--------	--

ボ ラ ン テ ィ ア 受 付 票 (2回目以降 個人用)

受付日	年 月 日 ()	受付 NO	
-----	-----------------------	-------	--

1. 太枠内だけにご記入、もしくは該当事項に○印を付けてください
2. このセンターの受付が2回目以降の方は 「氏名」と「以前の受付日」をお書きください
3. ここに記載する個人情報は 災害ボランティアセンターの登録・活動以外の目的で使いません

このセンターでの受付は () 回目		以前の受付日	月 日
フリガナ			
氏名			

保険処理		受付担当氏名	
------	--	--------	--

ボ ラ ン テ ィ ア 受 付 票 （団体用）

受付日	年 月 日 ()	受付 NO	
-----	-----------	-------	--

1・太枠内だけにご記入ください

2. ここに記載する個人情報は 災害ボランティアセンターの登録・活動以外の目的で使用しません

このセンターでの受付は () 回目								
フリガナ				担当者				
団体名								
住所	〒							
TEL	—()—		携帯電話	— —				
活動希望期間	本日のみ・ 年 月 日から 年 月 日							
来所方法 到着予定日	バス () 台 自動車 () 台 その他 () 到着予定日 年 月 日							
ボランティア保険	加入済み () 名 ・ 未加入 () 名							
活動者名簿 別紙名簿でも可 ※ ボランティア 活動保険 未加入者は NO欄に 「O」を 付けてください	NO	氏名	年齢	性別	NO	氏名	年齢	性別
	1				11			
	2				12			
	3				13			
	4				14			
	5				15			
	6				16			
	7				17			
	8				18			
	9				19			
	10				20			

備考	
----	--

ボランティア活動報告書

相談事依頼 受付 NO		活動日時	(月 日 時 分)～(時 分)
----------------	--	------	---

1. 活動が終了したら「活動調整班」へお渡しください
活動しきれなかった内容も伝えてください

2. 太枠内だけにご記入ください

[illegible]

備考	
----	--



災害ボランティア活動で大切にしたいこと

ボランティアの心得

＜出かける前の準備をしっかり＞

情報収集、体調管理、食事や就寝場所の確保、交通費の確保など

＜被災者の立場に立った活動を＞

あいさつや言葉遣い、約束を守るなど、基本的なことを大切に

＜自分で考えて＞

周囲の様子をよく見て、自分ができるところをやる

＜ルールを守って＞

勝手な判断をせず、グループで相談する 困ったらボランティアセンターに相談を

＜断る勇気を持つ＞

危険なことやできないことは、できないとはっきりと

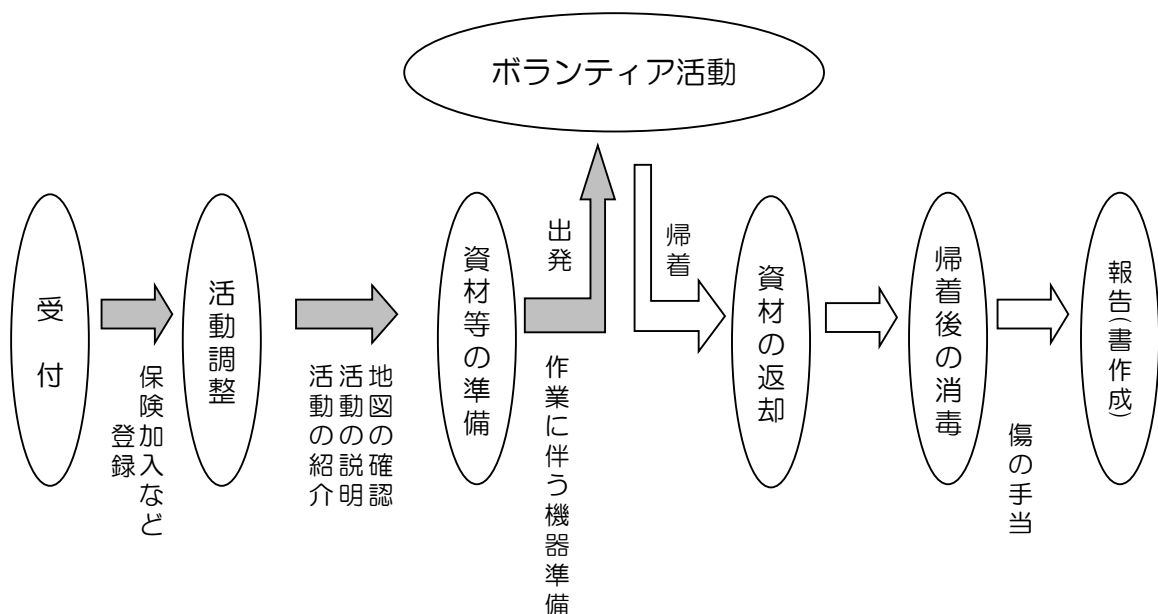
＜思い込みをしない＞

報道などの情報から勝手な思い込みをしないこと

＜地域住民の自立を支援＞

被災者に協力して一緒に復興を目指す

災害ボランティア活動の流れ

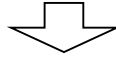


活 動 上 の 注 意 事 項

◆ 現地では

現地に着いたら

- ◇「安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターから来ました」と伝えてください
- ◇活動内容を依頼者に再度確認してください
- ◇トイレの利用をお願いしてください

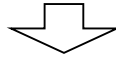


◆ 活動

活動中には

- ◇休憩をとりましょう
- ◇安全には十分に注意してください
- ◇危険な活動やできないことは断ってください（あとでセンターに報告）
- ◇捨てる前に依頼者に確認しましょう
- ◇怪我をしたらボランティアセンターに連絡してください
- ◇判断に困ったらボランティアセンターに連絡してください

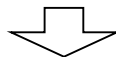
0826-47-1131



◆ 活動終了

終了したら（時間が来たら）

- ◇活動は、16時30分までにセンターに帰ることが出来る時間に終わります（やり残した仕事があれば、報告書に理由を添えて記録する）
- ◇活動終了を依頼者に確認してもらいます
- ◇活動内容を依頼者に再度確認してください
- ◇活動の継続希望を依頼者に確認します 希望があればセンターに報告します
- ◇持って行った資機材を忘れずに持ち帰ってください



◆ センター帰着

センターに帰ったら

- ◇センターに入る前に、長靴の泥を落とし、手洗い、うがいをします
- ◇持って行った資機材を返してください
- ◇報告書を書いて、提出してください（提出時 簡単に活動内容をお聞きします）

お疲れ様でした！気を付けて帰りましょう

◇途中で帰宅の必要が出た場合などは 必ずボランティアセンターに連絡してください

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター
0826-47-1131

ボランティア活動証明書

年 月 日

住所

氏名 _____

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター
センター長

上記の者は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターで受け入れたボランティアとして下記の通り活動したことを証明します。

記

1. 災害名	年 月
2. 活動地域・場所	安芸高田市内 (吉田地区・八千代地区・美土里地区・高宮地区・甲田地区・向原地区)
3. 活動場所	年 月 日 ～ 年 月 日
4. 活動内容	安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターによるボランティア活動 ☐ 屋内・外のかたづけ等 ☐ 床下の掃除、消毒等 ☐ 泥の除去等の撤去作業 ☐ その他（ ）

安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター活動日報

日 時	年 月 日 ()	活動時間	～
-----	-----------	------	---

★ 本日の「困りごと＝ニーズ」受付状況 ★			
新規ニーズ	() 件	継続ニーズ	() 件
★ ボランティアの受付件数 ★			
個人受付件数	() 件		
団体受付件数	() 件	(団体の内訳)	
人数	() 名		
★ 本日のニーズ対応・ボランティア派遣状況 ★			
活動完了	() 件	継続	() 件
未対応	() 件	その他	() 件
(主な活動内容)			
ボランティア派遣人数	() 名	(課題)	
★ 本日のセンター全体の動き(概略) ★			

裏面へ

活動日報

裏面

★ 明日へ向けた状況整理 ★

二一ズ対応予定数（ボランティア派遣数）

ボランティア受付数（予想）

() 件

() 名 () 团体

(重点活動)

(特記事項)

(NO)

在庫管理台帳

分類	消耗品	再度使用品	耐久品	その他 ()
備品名				
入手記号	A (購入)	B (無償借用)	C (有償借用)	D (寄付) E (その他)

1. 貸出先は相談窓口（ニーズ）番号とボランティア活動リーダー名を記入すること
2. 毎回、残数を計算し、在庫を確認したら、確認者はサインをすること
3. 残数と在庫が合わないときは、その数量を記入し実在庫数に合わせ、理由を明記すること

月 日	時 分	在庫数	貸出数	返却数	残数	残数確認 サイン	貸出先 相談窓口受付番号

備考	
----	--

活動物品借用票

日 時	年 月 日 ()		
-----	-----------	--	--

1. 借用票のコピーをとり、コピーを返却期日順にして管理すること
2. 返却日には、借用品と共にこの用紙を持参し確認のサインをもらうこと

提供者 お名前	☐ 企業 ☐ 団体 ☐ 個人 ☐ その他 企業・団体名 （代表者）お名前				
連絡先	〒 電話 携帯 FAX				
提供品区分	☐ 借用 (☐ 無料 ☐ 有料)				
提供品	品名	規格	数量	確認	管理台帳NO
	1)				
	2)				
	3)				
	4)				
	5)				
借用条件	借用期間 (月 日 ~ 月 日) 使用料等				
備 考				受け入れ担当	
返却確認	返却 月 日 返却担当者サイン			返却担当	

活動支援物品貸出票

日 時	年 月 日 ()		
-----	-----------	--	--

[illegible]

活動支援物品・見舞品受付票

日 時	年 月 日 ()				
提供者 お名前	☐ 企業 ☐ 団体 ☐ 個人 ☐ その他 企業・団体名 (代表者) お名前				
連絡先	〒 電話 携帯 FAX				
提供品	項目	具体的内容	数量	確認	管理台帳NO
支援条件	☐ 条件なし ☐ 条件有り ()				
受 付 者					
備 考					

資機材確認票

令和7年4月1日現在

	資器材名	個数	備考
1	一輪車	10	
2	剣スコップ(大)	38	
3	剣スコップ(小)	5	
4	角スコップ(大)	12	
5	角スコップ(小)	8	
6	じょれん(小)	5	
7	とんかち	4	
8	移植ごて	14	
9	火鉢	1	
10	のこぎり	2	
11	てみ(大)	2	
12	てみ(中)	1	
13	てみ(小)	5	
14	ハンマー	2	
15	十能	13	
16	レーキ	4	
17	ガーデンクリーナ	4	
18	デッキブラシ	22	
19	水拭き用モップ	2	
20	バケツ	18	
21	水切りワイパー(大)	2	
22	水切りワイパー(小)	4	
23	水切りバケツ	1	
24	竹ぼうき	14	
25	ほうき	4	
26	ミニほうきセット	15	
27	細ブラシ	7	
28	雪かき	2	
29	電気チェーンソー	1	
30	インパクトドライバ	2	
31	ミニブラシ	5	
32	高圧洗浄機	4	
33	ヘッドライト	5	
34	ジョウロ	2	
35	スポンジ	24	
36	ブルーシート	9	
37	レジャーシート	8	
38	空気入れ	2	
39	ブラシ	8	
40	プラ舟(大)	2	
41	プラ舟(小)	3	
42	つるはし	4	
43	一斗缶	9	
44	うちわ	31	

	資器材名	個数	備考
45	ホース	7	
46	延長ホース	2	
47	小型送風機	15	
48	エアダクト	5	
49	スタンド式ダブル(LEDライト)	5	
50	ランタン	2	
51	養生テープ	14	
52	トラ柄テープ	19	
53	救急セット	6	
54	非常用トイレ(50回分)	4	
55	ポケットコートクリア(100cm)	21	
56	ポケットコートクリア(120cm)	44	
57	45ℓゴミ袋(30枚入)	4	
58	紙せっけん	48	
59	軍手	90	
60	パンチクール	1	
61	紙コップ(50個入)	6	
62	防塵マスク(バイリーンマスク)	169	
63	マスク	18	
64	新品タオル(新品タオル)	270	
65	テント	2	
66	案内板	14	
67	ヘルメット	21	
68	長靴	10	
69	ゴーグル	5	
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			

「このマニュアルは（福）広島県共同募金会からの配分金により作成しています。」